

ID: 1836

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可		
法令名称 根拠条文	建築基準法 第53条第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建蔽率) 第53条 5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。 (1) 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物 (2) 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能(密集市街地整備法第2条第3号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ2メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。)が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物 (3) 第68条の2第1項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域(特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物 (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日